

官公庁施設の設計業務に関する実態調査について 令和6年度調査の実施方針（案）

(1) 目的・経緯

- 地方公共団体における設計業務委託に関する運用状況について情報共有を図ることにより、官公庁施設の設計業務における品質確保に資することを目的とする。
- 平成元年より概ね3年毎に実施している。（平成23年度より全国営繕主管課長会議として実施。前は令和3年度。）

（参考）

全国営繕主管課長会議幹事会付託事項「設計競技等における諸問題について」検討報告書（平成8年5月）において、設計者選定方式の選択や運営上の課題への対応方策の一つとして、標記調査の継続的実施が望ましい旨が示されている。

(2) 調査項目

- 官公庁施設の設計業務等（施工段階に係るものも含む）の品質確保に資する基礎的な内容とし、以下を基本とする。

- ・ 設計者選定方式の選択・運用状況
- ・ 設計業務委託料の算定方法
- ・ 成績評定の実施状況
- ・ 施工段階の業務委託の状況

(3) 調査対象

- 主管課長会議構成員（都道府県、政令市）（必須）
- 市町村 （各都道府県の任意*）

※令和3年度調査対象の市町村を基本とし、5市町村程度とする。

(4) 調査結果のとりまとめ・活用等

- 官庁営繕部整備課（本調査の事務局）が全体集計を行う。
- 調査結果は、幹事会で確認の上、総会に報告し、その後、国土交通省ホームページ（全国営繕主管課長会議のページ）に掲載する。
- 調査結果のとりまとめに当たっては、地方公共団体名が特定されないよう留意する。

(5) 市町村（政令市を除く）の取扱い

- 調査項目は、都道府県・政令市への調査項目の中から最低限必要なものを抜粋する。
- 各都道府県内の市町村に対して、都道府県から協力を依頼する。（協力を依頼した場合の回収は必須としない。）
- 回収された市町村の調査結果は、各都道府県において集計する。ただし、令和6年能登半島地震で被災した地域を含む県（新潟、富山、石川、福井）の市町村の調査結果については、事務局において集計する。

(6) 調査実施の判断

- 9月末を目処に、状況を踏まえて実施の可否を判断することとする。

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 課長補佐 櫻木（全体集計担当）
（代表）03-5253-8111 （内線）23433
東京都 財務局 建築保全部 技術管理課 統括課長代理 小島

令和6年度 官公庁施設の設計業務に関する実態調査スケジュール（案）

